

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年五月二十四日奈良県指令中土第五四―一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月二十七日中土第七四―八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市小綱町二四二番一及び二四三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新口町五番一二

タカギハウジング株式会社 代表取締役 高木好一